

資料 2

令和3年度生徒指導上の諸課題に関する状況について（いじめの状況等詳細版）

1. いじめの状況等（公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

(1) いじめを認知した学校数 ※（ ）内は前年度

307校 (294) [ 小 180 (170) 中 83 (80) 高 34 (36) 特 10 (8) ]

(2) 警察に相談・通報した学校数・件数 ※（ ）内は前年度

件数 22件 (13) [ 小 6 (1) 中 10 (9) 高 5 (1) 特 1 (2) ]

(3) いじめの現在の状況

	解消しているもの (日常的に観察継続中)	解消に向けて 取組中	その他	計
小学校	1,203	497	4	1,704
中学校	576	177	2	755
高等学校	91	59	4	154
特別支援学校	21	16	0	37
計	1,891	749	10	2,650

(4) いじめの認知件数の学年別内訳

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3・4	特支	合計
R元	194	205	334	296	256	282	353	244	127	114	61	33	62	2,561
R2	213	191	295	288	222	243	355	184	64	77	54	33	63	2,282
R3	238	252	295	296	403	220	372	255	128	75	67	12	37	2,650

(5) いじめの発見のきっかけ

	学級担任 が発見	学級担任 以外の教 職員が発 見	養護教諭 が発見	スクール カウンセ ラー等 の相談員 が発見	アンケー ト調査な ど学校の 取組によ り発見	本人から の訴え	当該児童 生徒の保 護者から の訴え	児童生徒 (本人を 除く)か らの情報	保護者 (本人の 保護者を 除く)か らの情報	地域住民 からの情 報	学校以外 の関係機 関(相談 機関を含 む)から の情報	その他 (匿名に よる投書 など)	合計	
	学校の教職員等が発見(669件)						学校の教職員以外からの情報により発見(1,613件)							
R2	小	255	81	10	2	39	398	455	155	42	5	9	1	1,452
	中	80	83	4	3	23	196	109	77	19	0	7	2	603
	高	9	2	3	0	52	63	16	15	4	0	0	0	164
	特	5	3	0	0	15	30	2	5	2	0	1	0	63
	計	349	169	17	5	129	687	582	252	67	5	17	3	2,282
	学校の教職員等が発見(828件)						学校の教職員以外からの情報により発見(1,822件)							
R3	小	248	117	17	5	33	489	516	174	70	5	25	5	1,704
	中	104	140	16	0	38	224	129	74	19	5	5	1	755
	高	5	9	0	1	77	37	10	9	5	0	1	0	154
	特	5	7	0	0	6	13	0	6	0	0	0	0	37
	計	362	273	33	6	154	763	655	263	94	10	31	6	2,650

(6) いじめられた児童生徒の相談の状況（複数回答）

		学級担任に相談	学級担任以外の教職員に相談	養護教諭に相談	スクールカウンセラー等の相談員に相談	学校以外の相談機関に相談	保護者や家族等に相談	友人に相談	その他(地域の人など)	誰にも相談していない	合計
R 2	小	989	129	58	23	19	562	55	6	116	1,957
	中	415	100	45	12	2	147	35	7	52	815
	高	109	37	15	8	3	36	20	1	15	244
	特	50	17	3	1	1	4	2	0	0	78
	計	1,563	283	121	44	25	749	112	14	183	3,094
R 3	小	1,231	136	76	32	14	655	49	11	103	2,307
	中	469	144	67	16	9	170	42	1	90	1,008
	高	104	36	16	5	1	42	19	0	9	232
	特	22	11	2	1	0	3	2	0	3	44
	計	1,826	327	161	54	24	870	112	12	205	3,591

(7) いじめの態様（複数回答）

		わや冷や脅やかかし文句から嫌なことを悪言	視をさすれ、仲間はずれ、集団による無	蹴ふりくぶつかられたりしたたり、遊ぶ	るかどくぶつかられたりした	金品をたかられる。	れたり、壊されたり、捨てられ	り、と、嫌なことや恥ずかしこと、危険なことをさした	さひぼうコンや携帯電話等で、嫌なことを	その他	合計
R 2	小	734	126	364	177	18	93	209	46	125	1,892
	中	292	46	110	102	6	40	83	61	45	785
	高	112	20	15	9	2	5	9	30	8	210
	特	40	2	28	6	0	3	5	0	6	90
	計	1,178	194	517	294	26	141	306	137	184	2,977
R 3	小	813	129	463	246	23	111	231	36	127	2,179
	中	362	53	112	123	7	38	97	72	79	943
	高	81	21	9	14	2	5	16	25	11	184
	特	23	2	11	5	0	1	8	3	1	54
	計	1,279	205	595	388	32	155	352	136	218	3,360

(8) いじめの対応状況

① いじめの児童生徒への特別な対応 (複数回答)

		スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	校長、教頭が指導した。	別室指導した。	学級替えをした。	退学・転学		停学	出席停止	自宅学習・自宅謹慎	訓告	保護者への報告	いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	関係機関等との連携							合計
						懲戒処分としての退学	その他							警察等の刑事司法機関等との連携	児童相談所等の福祉機関等との連携	病院等の医療機関等との連携	その他の専門的な関係機関との連携	地域の人材や団体等との連携			
R2	小	27	133	217	0	—	0	—	0	—	0	1,204	897	3	3	7	7	14	2,512		
	中	12	50	104	0	—	2	—	0	—	0	548	453	11	4	10	10	2	1,206		
	高	6	10	15	0	0	0	21	—	0	2	55	24	2	0	0	2	1	138		
	特	3	16	42	0	0	0	2	—	0	0	48	45	2	1	0	3	0	162		
	計	48	209	378	0	0	2	23	0	0	2	1,855	1,419	18	8	17	22	17	4,018		
R3	小	35	182	40	3	0	1	—	0	—	0	1,394	1,026	9	10	11	18	17	2,746		
	中	19	30	28	0	0	1	—	0	—	0	646	490	13	8	7	3	0	1,245		
	高	7	10	5	0	0	0	23	—	2	5	86	27	6	1	1	1	1	175		
	特	4	0	16	0	0	1	5	—	0	0	27	12	1	2	1	1	0	70		
	計	65	222	89	3	0	3	28	0	2	5	2,153	1,555	29	21	20	23	18	4,236		

② いじめられた児童生徒への特別な対応 (複数回答)

		スクールの相談員がカウンセリングを行った。	別室を提供や常時教職員が付くなどして、安全を確保した。	緊急避難として欠席させた。	学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	学級替えをした。	当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	児童相談所等の関係機関と連携して対応した。	合計
中	24	59	1	110	1	29	4	228	
高	23	7	0	13	0	8	0	51	
特	4	20	0	1	0	0	0	25	
計	97	153	3	205	1	126	21	606	
R3	小	48	58	1	84	3	116	21	331
	中	32	42	2	97	0	60	6	239
	高	25	3	0	16	0	6	1	51
	特	4	22	0	0	0	0	3	29
	計	109	125	3	197	3	182	31	650

(9) いじめ防止対策推進法について（※令和4年3月31日時点の状況）

① いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数

- ・島根県は策定済
- ・島根県19市町村の状況（単位：市町村）  
策定済（19） 策定に向けて検討中（0） 策定するかどうかを検討中（0） 策定しない（0）

② いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体数

- ・島根県は条例により設置済
- ・島根県19市町村の状況（単位：市町村）  
条例による設置（17） 条例による設置ではないが、法の趣旨を踏まえた会議体を設置（2）  
設置に向けて検討中（0） 設置するかどうかを検討中（0） 設置しない（0）

③ いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づき、条例により「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体数

<島根県>

ア 教育委員会の附属機関

- ・島根県は条例により設置済

イ 地方公共団体の長の附属機関（法第30条第2項の附属機関）

- ・島根県は条例により設置済

ウ 地方公共団体の長の附属機関（法第31条第2項の附属機関）

- ・島根県は条例により設置済

<島根県19市町村の状況（単位：市町村）>

ア 教育委員会の附属機関

- ・設置済（19） 設置に向けて検討中（0） 設置するかどうかを検討中（0） 設置しない（0）

イ 地方公共団体の長の附属機関

- ・設置済（17） 設置に向けて検討中（0） 設置するかどうかを検討中（1） 設置しない（1）